

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: center;">現場技術業務委託共通仕様書 (令和7年2月)</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 適用 1</p> <p>第2条 用語の定義 1</p> <p>第3条 提出書類 3</p> <p>第4条 受発注者の責務 3</p> <p>第5条 設計図書の支給及び点検 3</p> <p>第6条 業務計画書 3</p> <p>第7条 業務の着手 4</p> <p>第8条 監督員 4</p> <p>第9条 管理技術者 4</p> <p>第10条 現場技術員 4</p> <p>第11条 打合せ等 5</p> <p>第12条 地元関係者との交渉等 5</p> <p>第13条 土地への立ち入り等 5</p> <p>第14条 成果物の提出 6</p> <p>第15条 検査 6</p> <p>第16条 修補 6</p> <p>第17条 条件変更等 7</p> <p>第18条 契約変更 7</p> <p>第19条 履行期間の変更 7</p> <p>第20条 一時中止 7</p> <p>第21条 部分使用 8</p> <p>第22条 再委託 8</p> <p>第23条 安全等の確保 8</p> <p>第24条 守秘義務 9</p> <p>第25条 機密保持及び個人情報保護 10</p> <p>第26条 行政情報流出防止対策の強化 14</p> <p>第27条 暴力団等の契約からの排除 <u>16</u></p> <p>第28条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 .. 16</p> <p>第2章 現場技術業務に関する一般的事項</p> <p>第29条 監督員の業務の範囲 <u>18</u></p>	<p style="text-align: center;">現場技術業務委託共通仕様書 (令和5年7月)</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 適用 1</p> <p>第2条 用語の定義 1</p> <p>第3条 提出書類 3</p> <p>第4条 受発注者の責務 3</p> <p>第5条 設計図書の支給及び点検 3</p> <p>第6条 業務計画書 3</p> <p>第7条 業務の着手 4</p> <p>第8条 監督員 4</p> <p>第9条 管理技術者 4</p> <p>第10条 現場技術員 4</p> <p>第11条 打合せ等 5</p> <p>第12条 地元関係者との交渉等 5</p> <p>第13条 土地への立ち入り等 5</p> <p>第14条 成果物の提出 6</p> <p>第15条 検査 6</p> <p>第16条 修補 6</p> <p>第17条 条件変更等 7</p> <p>第18条 契約変更 7</p> <p>第19条 履行期間の変更 7</p> <p>第20条 一時中止 7</p> <p>第21条 部分使用 8</p> <p>第22条 再委託 8</p> <p>第23条 安全等の確保 8</p> <p>第24条 守秘義務 9</p> <p>第25条 機密保持及び個人情報保護 10</p> <p>第26条 行政情報流出防止対策の強化 14</p> <p>第27条 暴力団等の契約からの排除 <u>15</u></p> <p>第28条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 .. 16</p> <p>第2章 現場技術業務に関する一般的事項</p> <p>第29条 監督員の業務の範囲 <u>17</u></p>	

改正後		改正前		備考
第30条	管理技術者の業務の範囲	第30条	管理技術者の業務の範囲	
	
第31条	現場技術員の業務の範囲	第31条	現場技術員の業務の範囲	
	
第32条	業務の計画及び履行報告	第32条	業務の計画及び履行報告	
	
第33条	業務完了時の引継ぎ	第33条	業務完了時の引継ぎ	
	
第34条	庁舎内における勤務時間の制限	第34条	庁舎内における勤務時間の制限	
	
第3章	現場技術業務	第3章	現場技術業務	
第35条	書類の確認等	第35条	書類の確認等	
	
第36条	施工の確認	第36条	施工の確認	
	
第37条	材料の確認	第37条	材料の確認	
	
第38条	工程の確認	第38条	工程の確認	
	
第39条	検査等の立会	第39条	検査等の立会	
	
第40条	設計変更、工事検査等に関する資料等	第40条	設計変更、工事検査等に関する資料等	
	
第41条	対外交渉に関する資料等	第41条	対外交渉に関する資料等	
	
第42条	積算に関する調査	第42条	積算に関する調査	
	
第43条	積算に関する資料作成	第43条	積算に関する資料作成	
	

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: center;">現場技術業務委託共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第24条 (略)</p> <p>第25条 機密保持及び個人情報保護 1～5 (略)</p> <p>6. 安全管理措置 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 受注者は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、<u>契約時に書面により</u>発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様<u>に変更前に届けるもの</u>とする。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>7. <u>返還、廃棄及び消去</u> (1) (略) (2) 受注者は、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の<u>指示に基づいて</u>、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報を<u>返還、廃棄又は消去</u>しなければならない。 (3)～(5) (略) (6) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報（発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む）を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。<u>また、機密情報・個人情報を取り扱わなかった場合も発注者に書面により報告しなければならない。</u> <u>(7) 受注者は、委託業務完了後も機密情報・個人情報を同一内容の業務を行うために引き続き保有・利用する必要がある場合は、発注者に書面により申請の上、発注者の書面による承認を受けなければならない。</u> (8) 受注者は廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。</p> <p>8. 責任体制の整備 (略)</p>	<p style="text-align: center;">現場技術業務委託共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第24条 (略)</p> <p>第25条 機密保持及び個人情報保護 1～5 (略)</p> <p>6. 安全管理措置 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 受注者は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、<u>あらかじめ</u>発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様_____とする。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>7. <u>返却及び廃棄</u> (1) (略) (2) 受注者は、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の<u>名において</u>、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報を<u>委託業務完了時から10年以内に</u>廃棄又は消去しなければならない。 (3)～(5) (略) (6) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報（発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む）を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。<u>_____</u> <u>(新設)</u> <u>_____</u></p> <p>(7) 受注者は廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。</p> <p>8. 責任体制の整備 (略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(条項新設)</p>

